

弘前市住宅改修に関する質問について（事例集）

※下記の例につきまして、給付対象とされているものでも、これらの工事が全て無条件で対象となるわけではなく、ケアマネジャーが被保険者の身体状況や介護状況等を判断して「住宅改修が必要な理由書」に記入することが条件となります。

不明な点があれば、その都度ケアマネジャーへの確認が必要となります。

1. 手すりの取り付けについて

Q1【手すりの取替え工事について】

設置した手すりが老朽化したため、新たに設置する場合は保険給付となるか。

A1 老朽化したという理由は認められません。

Q2【手すりの変更について①】

身体状況の変化に伴い、以前設置した手すりを取り外して新たに違う手すりを設置したい。既存の手すりの撤去費は保険給付となるか。

A2 既存の手すりの撤去費用及び新しい手すりの材料費及び設置費用も給付対象となります。

Q3【手すりの変更について②】

身体状況の変化に伴い、以前設置した手すりの位置を変更するのは住宅改修に該当するか。

A3 この場合、工賃のみ保険給付となります。

なお、身体状況が変化せずに、使い勝手が悪いので位置を変更したい場合は保険給付対象外となります。

Q4【跳ね上げ式の手すりの設置について】

廊下に手すりを設置したいが、ふすまをまたいでしまい、ふすまの開閉が出来なくなるので、跳ね上げ式となる可動式の手すりは設置可能か。

A4 取付位置の環境条件により、可動式の手すりが必要であれば、給付対象となります。

Q5【手すりの設置位置について】

手すりを設置したいが、設置する場所が玄関の下駄箱の上や窓のさんである場合、設置可能か。

A5 設置場所が固定されており、手すりを設置をする上で安全性に問題がなければ設置可能です。

Q6【手すりの設置に伴う付帯工事について①】

手すりを取り付ける際、張替の必要となるクロスの費用は介護保険の住宅改修の対象となるか。

A6 下地補強等でクロスを張り替えるなど、手すりの設置に付随する部分であれば保険給付対象となります。壁全体のクロスの張替は認められません。

Q7【手すりの設置に伴う付帯工事について②】

手すりの下地補強部分を、壁から見えない様に壁中に埋め込みたい。介護保険の対象になるか。

A7 下地補強の材料費は保険給付対象となりますが、壁中に埋め込むための壁のクロス張替等費用については保険対象外となります。

2. 床段差の解消について

Q1【木製のスロープについて】

屋外のスロープを木材で作成する場合、住宅改修の対象となるか。

A1 固定されているものであり、安全性に問題なければ対象となります。
ただし木製である分、経年劣化した場合には自己負担で対応するものとします。

Q2【玄関以外のスロープについて】

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象外となるか。

A2 掃出し窓にスロープを設置する工事も支給対象となります。

Q3【外階段の一部にスロープを設置し、一部を平面に改修する工事について】

車いすを使用しているため、外階段の脇にスロープを設置し、車いすをドアの前で方向転換するため、階段を一部残して一部を段差解消する工事は保険対象となるか。

A3 保険給付の対象となります。

Q4【居室の段差解消について】

廊下と居室の間に段差があり、居室全体を段差解消したい。保険給付の工事となるか。

A4 給付対象の工事となりますが、リフォームとみなす場合には対象外となります。

Q5【浴槽の高さが身体状況に適さないため、ユニットバスにて交換したい】

浴槽が深くて身体に負担がかかる。ユニットバス工事で負担を軽減したいが、保険の対象となるか。

A5 ユニットバス工事のうち、浴槽及び洗い場の段差解消に要した工事費の按分した額が給付対象となります。

Q6【上がりかまちの段差緩和工事について】

上がりかまちの段差緩和のため、式台を設置したり、段差を2段にしたりする工事は対象となるか。

A6 式台については固定したものは床段差の解消として支給対象となりますが、持ち運びが可能なものは対象外となります。また、上がりかまちを2段にする工事は住宅改修の支給対象となります。

Q7【敷居の段差解消について】

敷居部分を取り除いたり、レール部分を表面に出ないようにレールに取替える工事は保険対象となるか。

A7 保険対象となります。

Q8【廊下の拡張について】

廊下が狭く、歩行する際に危ない。段差解消として廊下を一部拡張することは可能か。

A8 廊下の一部拡張は段差解消として認められず、保険対象外となります。

3. 滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更について

Q1【居室の床材変更について】

居室の床材を車いすの移動を円滑にするために、畳やカーペットからフローリングへ変更したい。保険対象となるか。

A1 保険対象となります。

Q2【通路面の材料の変更について】

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工は住宅改修の支給対象となるか。

A2 いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。

Q3【床材の表面加工について】

滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、支給対象となるか。また、階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付けたりカーペットを貼る場合は支給対象となるか。

A3 いずれも床材の変更として支給対象となります。ただし、カーペットを置くだけでは対象外となります。

Q4【廊下の床の取替えについて】

車いすの通行により痛んだ床材を「移動の円滑化」として住宅改修の対象となるか。

A4 老朽化や物理的な消耗を理由とするのであれば改修の対象外です。

4. 引き戸等への扉の変更について

Q1【扉の工事について】

扉そのものを取り替えない場合であっても、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

A1 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。例としては、ドアノブをレバー式取っ手等に変更する場合、右開きの扉を左開きに変更する場合、戸車を設置する場合等があります。

Q2【車いすの通行に対して間口の拡張及び扉の変更について】

車いすで通行する際、間口が狭くてトイレに入るまでに何度も切り返しをするなど負担が大きい。車いすでもスムーズに通れるように間口を拡張し、間口のサイズに合う扉（引き戸→引き戸）へ変更したい。保険給付対象工事となるか。

A2 「拡張」という項目は本来住宅改修の保険対象項目となっておりません。

ただ、「車いす」を使用する際に間口にぶつかる、あるいは狭くて車いすが通行しづらい、切り替えしが多くて負担が大きい等、車いすの通行の妨げになる場合には特例として「間口の拡張」が認められます。

この場合、「間口の拡張」は扉の取替の付帯工事として認められ、扉の変更に関しても、「引き戸→引き戸」は扉の新設ではなく「扉の取替」として保険給付対象工事として認められます。

（あくまでも扉の取替えに対する付帯工事のため、間口の拡張工事だけでは保険対象外となります）

Q3【扉の取替えについて】

既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため、引き戸を新設したい。保険給付となるか。

A3 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし既存の引き戸が古くなったので新しいものへ取り替える場合は、支給対象外となります。

Q4【同じ種類の扉への扉交換について】
引き戸から引き戸へ扉交換したい。扉の新設は認められるか。

A4 同じ種類の扉の交換は、原則支給対象外となります。

Q5【扉の新設について】
扉の新設は認められるか。

A5 扉の新設は原則支給対象外となります。
ただし、「扉の位置の変更」に比べて費用が低廉に抑えられる場合に限り、認められる場合もあります。

Q6【親子扉への変更】
車いすで通行する際、玄関の開き戸の間口が狭く、通り抜けが難しい。
また玄関の構造上、引き戸へ改修することも難しい。親子扉への変更は間口の拡張となるか。

A6 利用者の身体状況や生活状況、住宅構造などを考慮した上で親子扉の新設以外手段が無い場合は保険対象工事となります。

5. 洋式便器等への便器の取替え

Q1【便器の取替えに伴い認められる水洗化の工事の範囲について】
便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められています。どのような工事が認められ、どのような工事が認められないか知りたい。

A1 認められる工事は和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変える際の、排水管の長さや位置を変える工事は保険給付対象工事と認められます。
よって、非水洗式便器を水洗化する際の、浄化槽設置工事・公共下水道に接続する枡からトイレまでの排水管路工事等は支給対象工事となりません。

Q2【既存の洋式便器の便座を高くする場合】
身体状況により、便座からの立ち上がりが苦しい場合等に、既存の洋式便器を高くする工事は保険対象となるか。

A2 ①洋式便器をかさ上げる工事、②便座の高い洋式便器に取り替える工事、③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合の3つが便座を高くする方法となります。①は支給対象としますが、②は身体的状況など適切な理由があれば支給対象となります。③は住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として福祉用具対象となります。
補高便座で対応できない場合は、改修工事が可能となります。
ただし、①～③は組み合わせ可能ですが、場合によっては過重工事となる場合もありますので、介護福祉課へご相談ください。

Q3【便器の変更①】
和式便器から洗浄機能等が付与された洋式便器の取替えは住宅改修の支給対象となるか。

A3 商品として洗浄便座一体型の洋式便器であれば、支給対象となります。

Q4【便器の変更②】

和式便器の上に置いて「腰掛け式」に変更する場合は住宅改修工事とみなすか。

A4 台座を固定されており、配管工事を伴うものであれば、住宅改修工事となります。「据え置き式」タイプは福祉用具となり、住宅改修工事対象外となります。

Q5【便器の変更③】

既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付与された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

A5 介護保険制度で便器の取替えを支給対象としているのは、立ち上がりが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付与された便座に取り替える場合は支給対象外となります。

Q6【便器の向きの変更】

身体的状況により、便器の向きを変更したい場合は住宅改修工事の対象となるか。

A6 対象となります。

Q7【便器取替えによる壁紙及び床の張替について】

和式便器から洋式便器に取り替えた際に、便器を設置していた部分の壁紙の張替が必要となった。改修工事として含まれるか。
また、給排水の位置等の変更により床をはがした場合、床部分の張り替えも改修工事とみなされるか。

A7 便器の取替えに伴い、設置部分の壁紙張替は保険対象としますが、壁紙全体の張替は保険対象となりません。床の張り替え部分については保険対象工事とします。

6. その他

Q1【家族による住宅改修工事について】

家族が住宅改修工事を行った場合、保険対象になるか。

A1 本人又は家族が住宅改修工事を行った場合、材料の購入費が支給対象となり、工賃は支給対象外となります。この場合の家族とは、同居しているもの、又は3親等以内の家族とします。

Q2【入院時の住宅改修について】

本人が入院中であるが、住宅改修は可能か。

A2 退院が決まっている場合は（目途など）、住宅改修が可能となります。ただし、退院できなかった場合あるいは施設へそのまま入所した場合は支給対象外となります。
※事後申請受付は退院後となります。

Q3【要介護認定申請中の住宅改修について】
要介護認定申請中だが、住宅改修工事の事前申請は可能か。

A3 要介護認定申請中であっても、事前申請受け付け可能です。
ただし、認定結果が出た後でなければ事後申請の受け付けは出来ません。認定結果で非該当となった場合は、全額自己負担となります。

Q4【集合住宅の住宅改修について】
集合住宅の場合、住宅改修可能か。

A4 アパートなど賃貸住宅の場合は、賃貸者の承諾書が必要となります。マンション（自己所有の場合）については、一軒家の住宅改修と同じ扱いとなります。
宗教法人など、非課税対象となっている家屋については認められない場合もありますので、介護福祉課へご相談ください。